

福岡県公報

平成26年10月14日
第3636号

目次

公 告

- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) …………… 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 指定管理者の指定 (健康増進課) …………… 2

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 2

雑 報

- 平成27年度福岡県農業大学の研修生の募集 (経営技術支援課) …………… 4

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年10月14日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
遠賀郡岡垣町大字吉木の一部 (元松原地区)	平成26年10月2日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年10月14日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4073001325	特別養護老人ホームたんたん 福岡県筑紫野市美咲1023番 2	社会福祉法人みらい	平成26年 10月1日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年9月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人高齢者シェアホーム協会
 - 代表者の氏名
吉田 通子
 - 主たる事務所の所在地
筑紫野市二日市西四丁目8番12号
 - 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、共助による共同生活の支援の場を提供する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和42年福岡県条例第12号）第8条の規定に基づき、福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者を指定したので、同条例第10条第3項の規定により次のように公示する。

平成26年10月14日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立精神医療センター太宰府病院	福岡市中央区高砂二丁目10番1号	一般財団法人医療・介護・教育研究財団	平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第259号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成26年10月14日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等

」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年11月19日（水）から同年11月27日（木）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（5日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年11月26日（水）から同年11月27日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習

6名

- (2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格

者証の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成26年11月4日（火）から同年11月6日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 添付すべき書類

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し

(イ) 前記5(4)アに掲げる書面

(5) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続を行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続は、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。
- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

雑 報

公告

平成27年度福岡県農業高等学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成26年10月14日

福岡県農業高等学校長 西園 清志

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6ヶ月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き

受講することができるものとする。)

- (2) 研修開始 平成27年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成27年1月5日（月曜日）から平成27年2月6日（金曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成27年2月6日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成27年2月24日（火曜日）

(3) 研修生の決定

平成27年3月4日（水曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業高等学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
 - 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
 - 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）
- (3) 健康診断書（3か月以内に受診したもの：項目は身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査（タンパク、糖）、胸部エックス線）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問合せ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）
又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。